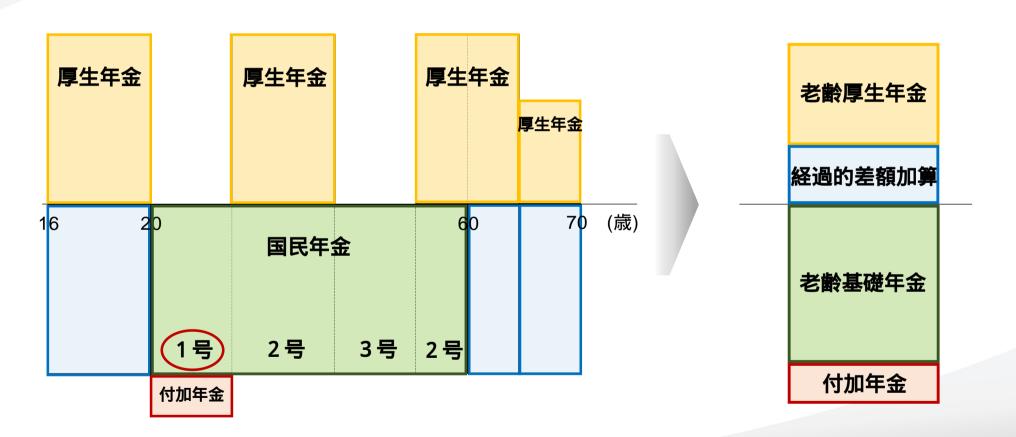
役員報酬と年金

2025年9月18日 新 美 税 務 会 計 事 務 所 特定社会保険労務士 年金マスター 副所長 新美和加子

目次

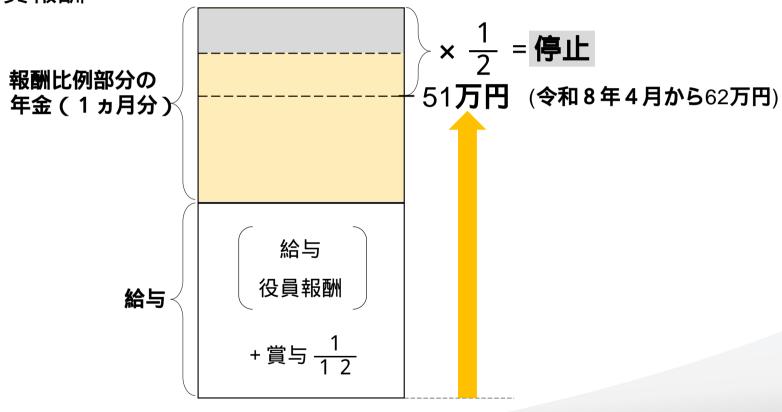
年金制度の概要	3
在職年金のルール	5
役員報酬の変更の時期と判断基準	6
年金から控除されるもの	11
遺族年金のルール	12

年金制度



在職老齢年金のルール

・年金と役員報酬



原則 役員の場合

【例2】決算月3月 誕生月12月の場合

調整するなら

決算月 事前確定を税務署に届出 5月から → 4ヶ月後の8月に月額変更届を提出し8月から、標準報酬と 誕生月 誕生月の翌月から支給 1月分から



65歳後の1月分から7月分の5.5万円の停止をさけるには、64歳時の決算で下げる社員の場合は決算月が関係ないので、12月に同月得喪の手続きをする